

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21	社会教育の取扱い				関係項目	
調整方針	1 生涯学習、芸術文化振興、公民館、青少年教育の各種事業については、現行を基本に新市において調整する。 2 成人式については、新市において統一の実施に向けて調整する。 3 文化財整備については、新市において整備計画を策定し、順次実施する。				4 体育祭及び市民スポーツ祭については、新市において統一の実施に向けて調整する。		
現 況						調整理由・課題	
1 社会教育関係						1【調整理由】 ・社会教育については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備する必要がある。また、生涯学習・芸術文化振興・公民館・青少年教育の各種事業については、市町村におけるこれまでの経緯及び実績から、現行を基本に新市において調整する。 【課題】 ・これまでの各地区における実績を有効に生かしながら、地区公民館との連携の中で調整していく必要がある。 ・文化祭は、旧市町村単位の実施と市全域実施とする必要がある。 ・公民館は、中央館と地区館に整理、又図書館は、中央館と地区館、公民館図書室に整理する必要がある。 ・公民館長は常勤とし、職員配置についても事業計画に見合った適正な配置となるよう配慮することが望ましい。 2【調整理由】 ・成人式については対象者数が、市民会館での開催可能な範囲であり、現行のとおりの実施方法であれば、統一会場での実施も可能である。 【課題】 ・統一会場での実施の場合、駐車場や、記念撮影に要する時間の問題など現行形態での実施の場合では課題があるため、実施方法の見直しが必要である。	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
(1) 社会教育・文化施設概要	・中央公民館 1 ・地区公民館 6 ・人権教育集会所 3 ・市民会館 1 ・図書館 1 ・美術館 1	・伊香保コミュニティセンター 1 ・上野コミュニティセンター(分館) 1 ・徳富蘆花記念文学館 1	・公民館 1 ・分館 2	・公民館 1	・中央公民館 1 ・歴史資料館 1		・中央公民館 1 ・歴史民俗資料館 1
(2) 生涯学習関係	・しぶかわ出前講座 ・市民が主催する学習会などへの市の職員が出前する73講座(H15) ・人材バンク ・生涯学習だより ・年間の学習情報を掲載	・家庭教育学級 ・すこやか学級 ・小学校セミナー ・子育て講座 ・IT講習会 ・漢字検定講座 ・コミセン通信 ・コミュニティセンターの情報を掲載	・高齢者学級(12講座) ・午前：全体 ・午後：クラブ活動 ・(民謡踊り、合唱、囲碁、将棋、ゲートボール、ランドゴルフ、手芸)	・生涯学習推進大会 ・彌酔の句会 ・生涯学習推進事業 ・生涯学習だより ・人材バンク	・生涯学習推進大会 ・生涯学習推進事業 ・赤城ふれあいまつり ・生涯学習だより ・「あいおい」発行		・生涯学習をすすめる会の4部会(産業文化、家庭、地域、健康スポーツ、学校教育)で各々の事業を実施 ・生涯学習モデル事業 ・七夕祭り ・生涯学習振興大会
(3) 芸術文化振興	・渋川市文化祭 ・文化協会に加盟の団体が演技・展示部門で発表 ・創作こけし美術展 ・全国の創作こけし作家の作品を展示 ・しぶかわ能 ・能・狂言を市内中学生や市民に提供 ・バンドフェスティバル ・市内の小・中・高校と一般の吹奏楽の発表会 ・野外彫刻の設置、管理	・伊香保町「町民文化祭」 ・文化協会加盟団体及び一般町民、作品展示、芸能発表会 ・コミセン人形劇 ・保育園児から小学生くらいまでに人形劇を楽しんでもらう ・コミセンコンサート ・町民文化祭の一環としてコンサートを開催	・小野上村「村民文化祭」 ・文化協会に加盟団体と幼小中学生が演技・展示部門で発表・文化講演会開催	・子持村「村民文化祭」 ・村内の文化団体・個人が展示・芸能発表部門で発表 ・文化講演会開催 ・三国脇往還白井宿彌酔の句会 ・全国の俳句愛好者が集い句会を開催。 ・ミニ展覧会 ・村内の文化団体・個人の作品を通年展示 ・各種生涯学習講座受講生の成果発表 ・文化活動指導者研修会 ・年1回 県内1泊2日	・赤城村ふれあいまつり ・文化協会に加盟の団体が演技・展示部門で発表	・北橋村文化祭 ・文化協会を中心に演技・展示部門で発表 ・実行委員会方式	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-21	社会教育の取扱い		関係項目			
現					況		調整理由・課題	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(4) 公民館各種講座	市民教養講座 ・講演会 1回 390人 ・ふれあいバレーショー 2回 700人 ・尻高人形 1回 50人 少年少女合唱団 団員25人 実施40回 家庭教育学級 17学級 2,431人 実施 94回 高齢者学級 10学級 6,665人 実施 84回 市民運動会 参加者 4,623人 実施 3回 親子ふれあい教室 33学級 5,165人 実施 149回 成人学級 22学級 2,560人 実施 131回 女性学級 15学級 2,170人 実施 82回 公民館大会 ・ふるさとまつり 600人 元日マラソン (金島、古巻、豊秋) 1,070人 実施3回 作品展 4,113人 実施14回 納涼祭夏祭 2,010人 実施3回	成人学級 ・竹細工教室 21人 ・カリグラフィ教室 9人 ・押し絵教室 7人 ・アロマテラピー教室 各種教養講座 7人 ・町民教養講座 76人 ・ミニコンサート 61人 ・文化講演会 30人 コミセン人形劇 80人	陶芸教室 24回 250人 フラワーアレンジメント 10回 140人 水墨画教室 5回 50人 パソコン教室 3回 30人 若がえり学級 1学級 14回 650人	家庭教育学級 ・すこやかリトミック教室 6回 210組 ・親子絵本教室 10回 400組 高齢者学級 ・出前リフレッシュ教室 3学級 各3回 279人 女性学級 ・生き生きマイライフ教室 8回 200人 成人学級 ・はじめての短歌教室 6回 72人 ・お父さんの料理教室 5回 35人 ・上州弁講座 1回 17人 ・初級パソコン教室 2学級 8回 256人 ・ポーセラーツ教室 4回 48人 ・3B体操体験教室 3回 39人 ミニ展覧会 通年開催 129人 映画鑑賞会 2回 588人 (平成14年度実績)	高齢者教室 親子教室 初心者デッサン教室 絵画教室 読み聞かせ会 アロマテラピー教室 初心者英会話教室 IT講習 ・初級パソコン教室 3回 60人 ・中級パソコン教室 ワードコース 5回 100人 エクセルコース 5回 100人	高齢者学級 ・北橋村いきいき大学 7回 183人 家庭教育学級 7回 74人 成人講座 ・趣味との出会い 5回 77人 ・ふるさと再発見 5回 54人 北たちばな元気なこどもクラブ ・茶道教室 1回 10人 ・子ども絵手紙教室 1回 34人 ・おもしろ科学教室 2回 86人 ・親子おやつづくり教室 2回 46組 ・折り紙教室 1回 10人 ・親子折り紙教室 1回 32組 ・幼稚園保育体験 2回 6人 ・着付け教室 1回 3人 ・皮をつかう工作教室 3回 83人 ・ソーラーカー工作 2回 54人 ・車椅子体験教室 1回 15人 ・習字教室 1回 44人 ・福祉ボランティア 2回 4人 ・料理教室 1回 15人 ・奥利根ダム見学会 1回 33人 ・竹太鼓とりコーダー教室 5回 115人 映画上映会 (中央公民館ホール) 村民芸術劇場事業による催し物の開催	3【調整理由】 ・地域の歴史を伝える文化財を後世に残すため、保存・活用の方策を講じ、新市における計画に基づき、順次実施する。 ・予定されている包蔵地に対し対応できる組織体制を整え、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年文化庁通知)に基づき実施する必要がある。 【課題】 ・国庫補助事業の調整が必要である。 ・職員の適切な配置。予想される発掘調査、その後の資料整理に対応できる職員配置が必要である。 ・民間調査組織の導入は文化庁通知に基づき実施する必要がある。 ・現在抱えている資料整理事業活用事業との調整が必要である 4【調整理由】 ・体育祭については、各市町村の最大のスポーツイベントであり、スポーツ振興のみならず、地域づくりの観点からも、継続実施の方向で、内容・方法等総合的な再編を行う。 ・市民スポーツ祭については、新市全域のスポーツイベントとして定着させるため内容を再編して、統一的に実施する。 【課題】 ・体育祭は、各地区開催におけるスタッフの協力体制など運営上の課題がある。 ・市民スポーツ祭は種目別大会の開催について、内容・方法等を調整する必要がある。	
(5) 成人式	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 市民会館大ホール ・内容 式典、記念写真、植樹 ・参加者 451人(対象者601人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 観光会館 ・内容 式典、記念撮影、合唱 ・参加者 35人(対象者41人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 基幹集落センター ・内容 式典、記念撮影、植樹 ・参加者 20人(対象者28人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 社会体育館 ・内容 式典、記念撮影 ・参加者 143人(対象者175人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 ユートピア赤城 ・内容 式典、記念撮影、談話コーナー ・参加者 154人(対象者215人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 中央公民館ホール ・内容 式典、記念撮影 ・参加者 132人(対象者153人) H15.1		

議案第51号参考資料(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21	社会教育の取扱い		関係項目		
2 青少年教育関係						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)青少年対策事業等	少年の主張渋川市大会 ・市内4中学校から20名が参加。優秀者2名は、中部地区大会へ参加	少年の主張校内大会 ・校内中学生が参加優秀者2名は北群馬地区大会へ参加	少年の主張 ・中学生の意見発表2名は北群馬地区大会へ参加	少年の主張校内大会 ・校内中学生が参加優秀者3名は北群馬地区大会へ参加	少年の主張校内大会 ・優秀者1名は勢多郡大会へ参加	少年の主張北橋村大会 ・優秀者1名は勢多郡大会へ参加
	少年対象講座『少年土曜教室』主に第2、第4土曜日に公民館で実施 ・おもしろ科学教室 2回、参加者100人 ・レタリング教室 2回、参加者200人 ・地区青少推委託事業 4地区×2回	少年対象講座 ・おもしろ事業 20回 (内 土曜日8回) 青少年交流 ・逗子子ども体験教室 小学6年生 24人	少年対象講座 ・囲碁将棋教室 青少年交流 ・神津島会場 小野上小6年生 24人 引率 5人 ・小野上会場 神津島小4-6年生 31人 引率 5人	少年対象講座 ・作法教室 参加者 25人 ・レザークラフト教室 参加者 47人 ・親子染色教室 参加者 37人 ・夏休み囲碁将棋教室 5回 参加者 25人 ・天体観測教室 2回 参加者 38人 ・陶芸教室 2回 参加者 26人 世代間交流事業 ・クリスマスリース教室 参加者 17人 ・親子凧作り教室 参加者 28人 平成15年度週5日制に伴う児童・生徒受入事業 10団体 130人 青少年交流 ・白浜会場 子持中1年生 93人 ・子持会場 子持中1年生 104人	少年対象講座 ・少年教室 参加者 40人 ・絵画教室 参加者 30人 ・木工教室 参加者 20人	少年対象講座『たちばなふれあい教室』 ・ブーメランづくり教室 参加者 42人 ・囲碁教室 参加者 16人 ・親子でプリントシャツ 参加者 43人 ・土器作り教室 参加者 40人 ・木工教室 参加者 33人 ・親子でプリントシャツ 参加者 26人 ・折り紙を楽しもう 参加者 23人 ・正月飾り作り教室 参加者 9人 ・みんなで遊ぼう 参加者 23人
	非行防止バレード ・へそ祭り開催時に健全育成関係団体が集合し、広報啓発活動を行う					
	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推		
	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・登校時の高校生を対象とした啓発活動を年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・登校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推
	通学防犯協力の家 ・指定件数：約500軒 ・関係者会議：年1回 ・協力：PTA、青少推	安全協力の家 ・指定件数 69件 安全協力の車 ・協力：小中PTA連協	子ども安全協力の家 ・指定件数 49軒 ・協力：PTA、青少推	子ども安全協力の家 ・委嘱数 116軒 ・協力：青少推	通学防犯協力の家 ・指定件数 114軒 ・協力：PTA、青少推	通学防犯協力の家 ・指定件数 160軒
	補導活動 ・補導員数：30名 ・定例補導：月8回 ・特別補導：祭礼等	非行防止パトロール ・伊香保祭り、渋川祭り等 青少年関係団体で実施 ・パトロール年6回実施	夏・冬の青少年健全育成運動 ・夜間パトロール年5回実施	防犯パトロール ・へそ祭り・除夜祭時 青少年健全育成運動 ・夜間パトロール ・運動員 27名 年12回(8人前後)	防犯パトロール ・補導員数 22名 ・夏の補導 5回 ・地区別夏の補導 ・中高生の親 22区×30日	防犯パトロール ・夏休み青少年育成関係団体連絡会で実施

議案第51号参考資料(その4)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21 社会教育の取扱い		関係項目			
3 図書館(室)関係						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
(1)設置箇所数	・図書館 1カ所 ・公民館図書室 5カ所	・公民館図書室 1カ所	・公民館図書室 1カ所	・公民館図書室 1カ所	・公民館図書室 2カ所 (うち1ヶ所は児童図書室)	・図書館 1カ所(公民館内)
(2)蔵書数	236,632点 (公民館)50,679点	14,000点	11,549点	24,000点 (移動図書)2,800点	6,894点	28,368点 (H15.4.1)
(3)移動図書館			・「やまばと号」 村内巡回(47カ所)	・「かえで号」 村内巡回(36カ所)		
4 文化財保護管理						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
(1)指定文化財の状況	指定文化財の件数 ・国指定 1件 ・県指定 17件 ・市指定 30件	指定文化財の件数 ・国指定 0件 ・県指定 1件 ・町指定 16件	指定文化財の件数 ・国指定 0件 ・県指定 1件 ・村指定 7件	指定文化財の件数 ・国指定 1件 ・県指定 8件 ・村指定 27件	指定文化財の件数 ・国指定 4件 ・県指定 5件 ・村指定 15件	指定文化財の件数 ・国指定 1件 ・県指定 3件 ・村指定 17件 (国・県指定候補あり)
(2)文化財整備	指定文化財の保存事業 ・国・県・市指定文化財の標柱、説明板の設置・更新 ・指定史跡等の整備事業 ・中筋遺跡の復元公開	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱・説明板の補修	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱・説明板の補修	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱、説明板の補修 ・黒井峯遺跡整備検討委員会 ・白井城址整備検討委員会	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱、説明板の補修 ・国指定滝沢遺跡の公有地化	指定文化財の保存事業 ・指定文化財、重要遺跡の案内板、説明板設置 ・村指定重要文化財郷蔵復元整備 (H14・15年度事業)： 826万円(H14)

協議項目	24-21	社会教育の取扱い		関係項目		
5 スポーツ振興事業						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1) 体育祭等	<p>市民スポーツ祭オープニング大会</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要：4月第4日曜日に体育協会加盟団体及びびっぴークラブ協会の加盟団体が参加し、市民スポーツ祭の幕開けを飾るとして、体力と健康の保持に寄与すべく実行委員会形式で実施している。 会場：総合公園陸上競技場 総合公園体育館 総合公園テニスコート 参加者：1,880人 委託料：2,145千円 (H14年度) <p>種目別大会</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要：7月から翌年1月まで、23競技とスポーツフェスティバルを実施 参加者：4,388人 (H14年度) <p>市内4地区の公民館主催で、地域ごとに実施</p> <p>金島地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：10月体育の日前日 会場：金島小学校 参加者：1,000人 <p>古巻地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：10月体育の日前日 会場：古巻中学校 参加者：2,000人 <p>豊秋地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：10月体育の日前日 会場：豊秋小学校 参加者：1,450人 <p>渋川地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：10月体育の日前日 会場：北小学校 参加者：300人 (H13年度実績) 	<p>町民運動会</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：毎年9月第1日曜日実施 会場：伊香保町屋外運動場 参加者：約900人 (H13年度実績) 	<p>村民スポーツ祭</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：毎年10月第2日曜日実施 会場：小野上村山村広場 参加者：約800人 (H13年度実績) 	<p>村民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：毎年10月第2日曜日実施 会場：子持村中学校 参加者：約2,280人 (H13年度実績) 	<p>村民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：毎年10月第2日曜日実施 会場：赤城村総合運動自然公園陸上競技場 参加者：約3,500人 (H13年度実績) 	<p>村民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日：毎年10月第2日曜日実施 会場：北橋村グラウンド陸上競技場 参加者：約3,100人 (H13年度実績) <p>軽スポーツフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要：村民の健康の保持を目的として、5月中旬に実施。軽スポーツを中心にスポーツ大会形式で実施している 会場：北橋村社会体育館 参加者：150名 報償費：60千円 需用費：50千円 (H14年度)
(2) 市民体づくり事業	<p>市民家庭スポーツの日</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月第2日曜日 2名の体育指導委員が指導 総合公園運動施設開放 武道館でのトレーニング指導 	<p>町民ハイキング</p> <ul style="list-style-type: none"> 春秋年2回実施 (体協に委託) 体育館開放日に体育指導委員が指導 	<p>村民ハイキング 50人</p> <ul style="list-style-type: none"> 村民ゴルフ大会 年2回実施 グランドゴルフ大会 	<p>黒井峯遺跡マラソン</p> <ul style="list-style-type: none"> ウォーク 7km マラソン 2km・4km・10km トレーニングルームインストラクター配置 体力測定 	<p>巡回スポーツ教室</p> <p>22行政区</p>	
(3) 市民スポーツ教室	<p>水中健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 水泳教室 バドミントン 体力づくり教室 気功教室 ソフトヨガ スキー教室 ゴルフ教室 	<p>健康体操教室</p> <p>ゴルフ教室</p>	<p>軽スポーツ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓球教室 高齢者体操教室 ソフトテニス教室 バトミントン教室 スキー教室 	<p>健康スポーツ教室 (軽スポーツ)</p>	<p>スポレク教室</p> <ul style="list-style-type: none"> バドミントン教室 オリエンテーリング大会 スポーツチャンバラ教室 つなひき教室 ファミリーなわとび教室 中学生バレーボール大会 着衣泳教室 	<p>スポレク教室</p>

協議項目	24-21 社会教育の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p>【関係法令】</p> <p>社会教育法(抜粋)</p> <p>(社会教育の定義) 第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。</p> <p>(国及び地方公共団体の任務) 第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。</p> <p>(市町村の教育委員会の事務) 第5条 市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。</p> <p>(1) 社会教育に必要な援助を行うこと。 (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。 (3) 公民館の配置及び管理に関すること。 (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。 (5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及び奨励に関すること。 (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。 (7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。 (8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 (9) 生活の科学の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 (10) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。 (11) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 (12) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること (13) 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。 (14) 視聴覚教育、体育、及びレクリエーションに必要な設備、機材及び資料の提供に関すること。 (15) 情報の交換及び調査研究に関すること。 (16) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務。</p> <p>(図書館及び博物館) 第9条 図書館及び博物館は社会教育のための機関とする。</p>		<p>(公民館の目的) 第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業) 第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <p>(1) 定期講座を開設すること。 (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。 (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (6) その他の施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>文化財保護法(抜粋)</p> <p>(政府及び地方公共団体の任務) 第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。</p> <p>スポーツ振興法(抜粋)</p> <p>第2章 スポーツの振興のための措置</p> <p>(スポーツ行事の実施及び奨励) 第7条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。</p> <p>2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。</p> <p>(施設の整備) 第12条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。</p> <p>第4章 国の補助等</p> <p>(地方公共団体の補助) 第22条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21 社会教育の取扱い	関係項目	
6 先進地事例			
<p style="text-align: center;">かほく市</p> <p>(1)少年補導センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (2)社会教育表彰事業については、実施の方向で新市において調整する。 (3)成人式については、各町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。 (4)立志式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (5)社会体育施設運営、維持管理業務については、新市において効率的な実施方法に調整する。 (6)各種スポーツ大会については、新市において同一、又は類似する競技の統合、又は再編等を行い実施する。 (7)総合型地域スポーツクラブについては、中学校区ごとに設立する。</p>	<p style="text-align: center;">篠山市</p> <p>(1)社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。 (2)子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。 (3)視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。 (4)町指定文化財は、新市に引き継ぐ。</p>	<p style="text-align: center;">さぬき市</p> <p>(1)主要事業については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。 (2)各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。 (3)指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。 (4)各事業等は、新市においても継続して実施する。 (5)同和教育については、人権教育推進市町村事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">西東京市</p> <p>(1)社会教育事業について、成人式、市民文化祭等は、当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。 (2)社会教育施設について、運営については、当面現行のとおりとする。但し、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。 (3)体育・スポーツ及びレクリエーション事業について、当面、現行のまま事業を実施する。但し、財団法人保谷市文化・スポーツ財団の活用を今後検討する。 (4)青少年健全育成事業について、新市において事業全般のあり方を調整する。 (5)生涯学習推進計画について、新市において新たに策定する。 (6)公民館について、「地区館一分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く。 (7)図書館について、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。 (8)集会所等について、現行のまま新市へ引き継ぐ。 (9)文化財の保護について、市指定文化財、郷土資料室は現行のまま新市に引き継ぐ。 (10)学校施設開放について、合併後も現行の内容を継続して実施する。</p>	<p style="text-align: center;">南アルプス市</p> <p>(1)生涯学習の各講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター(公民館等)事業は、合併後の新市全域を対象として充実を図る。 (2)現在各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施した方が効果的なものを新市において見直し検討を図る。 (3)体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ継続実施することとし、新市において施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。 (4)体育指導員は現行水準が低下しないよう激減緩和措置等を視野に入れながら調整を図る。 (5)使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。 ・社会教育施設、社会体育施設の使用料については、現行のまま移行し新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。 ・使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。 ・手数料については、現行のとおりとする。 (6)補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う際に、必要に応じ調整する。 (7)体育協会の取扱いについては、次のとおりとする。 ・新市の体育協会を設置し、町村の体育協会は各地区体育協会とし、新市体育協会の加盟団体とする。 ・新市体育協会の会費等は、事業等と併せて新市体育協会において検討することとし、各地区体育協会の会費等の取扱いについては、各地区体育協会(現町村体育協会)に一任する。 ・地区体育協会等加盟団体への助成は、均等割、会員数及び事業等を考慮する中で新市体育協会において検討する。</p>	<p style="text-align: center;">あさぎり町</p> <p>社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。また、各事業については、新町において検討調整する。 (1)各講座については、住民の要望を考慮し実施する。内容等については、新町において検討調整する。 (2)文化協会については、合併時に統一する。内容等については、新町において検討調整する。 (3)町村指定文化財、文化財関係資料、町村史及び深田村文化財保護条例に定める保存、未指定文化財の登録、環境保全地区の取扱いについては、新町に引き継ぐ。 (4)社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護委員会については、新町において設置する。 (5)唯一の社会教育団体である5町村の体育協会は、合併時に統一する。 (6)スポーツ行事については、新町の教育委員会及び体育協会において調整し、決定する。ただし、現行の単位で開催することが適当な行事については、当分の間継続する。 (7)体育指導員については、スポーツ振興法の規定により新町においても置くものとする。 (8)スポーツ災害補償については、新町においても引き続き加入する。 (9)社会体育施設については、すべて新町に引き継ぐ。 (10)人権教育・同和対策については、新町において計画し実施する。</p>	